

○西予市議会委員会傍聴取扱要領

平成24年11月6日

議会運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、西予市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における傍聴に関し、西予市議会委員会条例（平成16年条例第283号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 この要領において「傍聴人」とは、委員長から傍聴を許可された者をいう。ただし、市定例会見の通知を受ける報道機関を除く。報道機関は各社1名とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、各委員会5人以内とする。ただし、各委員会の委員長が認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員会開会予定時刻20分前（以下「受付開始時刻」という。）から5分前までに議会事務局で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 受付開始時刻に、議会事務局に来庁した傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により決定する。
- 3 同一傍聴希望者による同一時間帯で行われる複数の委員会への傍聴の申出は、認めない。

(傍聴券及び傍聴証の交付及び着用)

第5条 傍聴人は、傍聴券の交付を受けるものとし、報道機関は、傍聴証の交付を受けるものとする。

- 2 傍聴人及び報道機関は、常時、傍聴券又は傍聴証を着用しなければならない。

(委員会室への入室等)

第6条 傍聴人及び報道機関は、委員会室への入退室に当たっては、委員長及び係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人及び報道機関は、傍聴を終了し、委員会室から退室しようとするときは、傍聴券又は傍聴証を所定の場所に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、西予市議会傍聴規則（平成16年議会規則第2号）を準用するものとする。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成24年12月3日から施行する。